

本市の平成 18 年度予算編成に関連して、平成 17 年 10 月 4 日付で各局長宛に財政課より以下のとおり通知がありました。

## 平成 18 年度予算編成について

我が国の経済は、引き続き民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれるものの、原油価格の動向に留意する必要があるとされています。

一方、姫路地域の景気動向に目を向けると、一部の業種では前向きな動きが見られるものの全体的には足踏み状態であるとされています。

このような状況の中、政府においては、本年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」に基づき、構造改革の総仕上げを行うべく平成 17 年度及び 18 年度を重点強化期間と位置づけ、強力に各種施策を展開しているところです。

特に、「三位一体の改革」につきましては、この重点強化期間中に 3 兆円程度の国庫補助負担金改革を行い、併せて概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指すことを基本としており、昨年 11 月 26 日の「政府・与党合意」により 18 年度までの全体像が示されたところですが、課題が先送りされるなど不透明な部分も多く、地方にとっては厳しい改革となることも懸念されております。

また、本年 3 月に国が定めた「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」におきましては、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であるとされています。

本市としましても、これらの状況に的確に対応するため、現在策定中の「姫路市行政システム改革プラン」に基づき、徹底的な行財政改革を推進し、限られた財源の効果的な運用を図るとともに、より効率的な行政を目指した市民と行政との役割分担について十分に意識した上で、市民ニーズ、社会経済情勢の変化に即応した機動的、弾力的な行財政運営に意を尽くす必要があります。

このため、平成 18 年度の予算編成にあたっては、経費の削減及び合理化を徹底的に行い、事業の選択と集中を基本に、施策の優先順位の見直しや財源の確保等に努めるとともに、特に本年度末に 4 町との合併が予定されていることから、各町の特段の事情に十分配慮しつつ、別記要領のとおり予算見積書を作成されるよう通知します。

# 平成 18 年度予算編成要領

## 第 1 全般的事項

- 1 国が推進している「三位一体の改革」の影響により、本市への地方交付税の大幅な減少や、地価の下落による固定資産税の減収が予想されるなど、本市の税財政環境が極めて厳しい状況であることを念頭に要求すること。
- 2 平成 18 年度予算は、合併により編入された 4 町分を包括した通年予算編成とすること。
- 3 政府予算案、地方財政計画等は、まだ十分明らかではないので、制度改革の見通しが確実なものを除き、現行制度により予算の見積り及び要求を行うこと。
- 4 要求に当っては、年度中の見通しを十分に立て、一切の収入と支出を当初予算に計上し、補正を前提としないこと。特別の事由により、やむを得ず当初予算に計上し難い経費については、財源留保が必要なため、別途「年度間補正予定一覧表」を提出すること。
- 5 姫路市行財政構造改革第 2 次実施計画の対象事務事業については計画どおりの見直しを要求の前提とするほか、現在策定中の「姫路市行政システム改革プラン」の趣旨に鑑み、全ての事務事業に対して徹底した見直しを行うとともに、事業の選択と集中を基本に、施策の優先順位の厳しい選択を行う等、限られた財源の効率的、効果的な活用を念頭に要求すること。

この場合、次の点について厳しく再検討すること。

- ① 事務事業の根拠の明確性
  - ② 目的、対象等からの必要性
  - ③ 成果と経費の経済的合理性
  - ④ 受益度と負担能力のバランス
  - ⑤ 実施手法の改革
  - ⑥ 廃止・縮減の可能性
- 6 負担区分の適正化を確立するため地方財政法を基本として関係法令に準拠し、国・県又は企業等の負担すべき経費が市の負担となることのないよう留意するとともに、市の負担すべき経費についても適正な負担とすること。
  - 7 企業会計をはじめとする特別会計にあっては、適時適正な料金改定などにより独立採算を期し、経費の負担区分を明確にすること。なお、常に経営の健全化、合理化に努めること。
  - 8 新規に設定する債務負担行為については、真に必要なものに限定し、将来の財政負担が過重にならないよう、その範囲、期間等について十分検討すること。
  - 9 事業の選択については、「平成 18 年度主要施策調書の提出について（平成 17 年 9 月

20日付け企画財政局長通知)」における「平成18年度主要施策に係る基本方針」を踏まえ、主要施策として実施しようとする事業を優先すること。

なお、各局において特に重点主要施策として位置づけられるものについては、特別枠を設けて査定する予定であるので積極的に要求すること。

- 10 新規予算要求は、法令等により実施を義務付けられたものを除き、インセンティブ予算方式（既存事業の見直しによる節減額の範囲内で新規事業に予算を配当する制度）とするので、従来事業の廃止縮減を前提とすること。

なお、平成17年度中に事業を見直し、経費節減を図った事業についても対象とするので、効率的な予算執行に努めること。

## 第2 歳入に関する事項

### 1 使用料、手数料及びこれらに準ずる収入

使用料、手数料、分担金、負担金等は、利用度の低い施設については積極的なPRや幅広い事業の展開を行い、利用の促進に努めるとともに、徹底した歳出の節減合理化を前提に適正な料金体系の確立に努めること。

### 2 国・県支出金

団・県の補助（負担）対象事業の内容及び事業量、基本額、経費の負担額等を的確に把握し、適正な見積りをすること。

また、「三位一体の改革」に係る国庫補助負担金改革の動向に特に留意するとともに、当該改革の中で充実される「まちづくり交付金」などの財源の確保に主体的に取り組むこと。

なお、事業の進捗状況に応じ、例えば出来高に応じた概算請求をするなど、早期収入に努めること。

### 3 市債

新年度からは許可制から協議制に移行するが、本年度の許可方針及び運用の実績等を踏まえ、財政課と協議し、適債性、充当率を十分検討し適正額を算定すること。

特に、新たな財源となる合併特例債を十分活用するために事業計画等を策定するとともに、要求に際しては将来の地方交付税算入など有利な財政措置のある市債発行に留意すること。

### 4 その他

上記以外の収入についても、的確な捕捉に努め増収を図ること。

特に、前年度決算において収入率が低い科目等については、その対応策を検討し、未収金の解消に努める等増収を図ること。また、進んで新規財源の開拓に取り組むとともに、国の新たな施策や情報の早期収集に努めること。

## 第3 経常的経費に関する事項

- 1 厳しい財政状況を踏まえ、徹底した経費の節減に努めること。

2 国・県の施策、市の独自施策を明確に分別するとともに、新規、変更、廃止の別を明らかにすること。

3 その他、具体的には以下の基準によること。

(1) 人件費

給与関係経費は、行政運営の合理化及び能率化の推進により事務量の増加に対処するとともに、合併による影響を考慮して積算すること。

(2) 物件費

ア. 一般管理事務費、光熱水費、食糧費などの内部経費については、徹底した節減合理化を図ること。事務量の増加等により経費増が見込まれる場合であっても、事務の簡素合理化等により極力吸収するなど、引き続き一層の節減を図ること。

特に、各種事業の計画立案にあたっては、安易に業務委託で処理することのないよう努めること。

イ. 指定管理者制度が導入される施設の委託経費については、当該制度の趣旨が民間経営手法の導入による経営効率の向上にあるところから、前年度予算額に100分の10を乗じた額を目途に節減効果を図った上要求すること。

なお、これに拠りがたい場合は、その理由を明確にして財政課担当者に説明すること。

また、委託料に加算する1件20万円未満の修繕費は過去5年間の実績を勘案して算出するとともに、別途修繕費が必要となる場合はその内容等を明確にして説明すること。

(3) 維持補修費

複数年にわたり大規模な維持補修が必要な場合は、中長期計画を併せて提出すること。これにより施設の延命再利用等の投資効果を図ること。

(4) 扶助費

法令等で実施が義務付けられている事務事業については、算定の基礎となる基準額、対象人員等、変動要因を確実に把握の上要求すること。

なお、市単独施策については、国・県の施策の転換、社会情勢の変動等を勘案し必ず見直しの上要求すること。

(5) 補助金、加入団体会費

社余情勢の変化を踏まえ、次の事項について十分精査した上で要求すること。

- ① 公益上の必要性、妥当性
- ② 補助、加入対象団体の活動状況及び財務状況
- ③ 行政効果及びその効率

#### 第4 投資的経費に関する事項

1 「主要施策」として特に重点的な財源配分が必要なものを除き、毎年度一定枠の予算計上をしている投資的経費については、原則として、補助事業は事業費ベースで前

年度当初予算額に 100 分の 95 を乗じた額の範囲内で、単独事業は所要一般財源ベースで前年度予算額に 100 分の 97 を乗じた額の範囲内で要求すること。

- 2 事業効果の発現に長期を要するものが多いことから、実効的な年次計画等により実施されるものを優先的に選択して要求すること。
- 3 無理な計画に基づく要求が事業の繰越原因とならないよう注意すること。

## 第 5 用地の取得及び処分に関する事項

- 1 用地の先行取得は、地価下落率が縮小しているものの引き続き下落傾向にあることから、事業計画が具体化しており用地取得後 5 年以内に必ず買戻しできるものに限ること。

なお、事業の計画的執行と買戻しに係る財源の確保に十分留意すること。

- 2 用地の取得は事業用地のみとし、残地、先行的な代替地の取得は要求しないこと。
- 3 現有している代替用地（土地開発公社資産を含む）、普通財産（事業残地を含む）のうち処分可能地は積極的にその処分を図るとともに、保有地の管理保全に万全を期すこと。

また、処分が不可能な土地についても、有効活用を図るなど財源の確保に努めること。

- 4 土地開発公社保有資産（特に長期保有資産）の買い戻しを計画的に行うこと。
- 5 土地開発公社資金に係る用地取得については、別途計画書を企画総務課に提出すること。

## 第 6 合併に関する事項

### 1 一般的事項

- (1) 合併により影響のある事務事業については、各町から既に提出されている予算要求書を参考に、姫路市の基準、事業の重要性等を考慮し要求すること。
- (2) 各町との事務事業調整結果及び各町の特殊事情には配慮するものの、安易に各町の前年度実績等を計上するのではなく、本市の厳しい財政状況を十分勘案すること。
- (3) 合併に伴い、県から移管される事務事業及び充当財源については遺漏のないよう注意すること。

### 2 地域事務所関連

- (1) 4 地域事務所の事務分掌については、「地域事務所での業務内容について」によること。

なお、地域事務所に係る予算要求について疑義が生じた場合は、合併推進室と協議すること。

- (2) 各地域事務所庶務担当が所掌する地域事務所の管理経費、各サービスセンターの管理経費、地域事務所が直接所管する施設の管理経費、独自イベント経費及びその他の事務事業経費については、合併推進室の一括要求となること。

(3) 各地域事務所市民生活担当、福祉担当、土木担当、水道局分室及び環境センターが所掌する事務経費については、本庁担当課が要求すること。

### 3 新市建設計画関連

新市建設計画に係る事業については、「新市建設計画選定事業について（平成 17 年 9 月 29 日付け企画総務課長通知）」を踏まえ、精査の上要求すること。

なお、合併特例債が充当される事業については、特別に「合併特例枠」を設ける予定であるため、関係課において必要な措置を取ること。

## 第 7 会派要望に関する事項

- 1 各会派からの予算要望と十分に調整を図ること。
- 2 要求書提出期限（10 月 21 日）後において会派ヒアリングにより再調整の必要が生じた事項については、別途要求すること。

当該要求の提出期限は、会派ヒアリングの翌日とする。